明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○国家戦略特別区域計画の変更を認定した件（内閣府六二～六八）　一
○電子署名及び認証業務に関する法律第十条第一項に規定する特定認証業務の廃止に関する件（総務・法務・経済産業三）　三
○フィリピン共和国におけるマラウィ復興のための住居建設及び生活支援を通じたコミュニティ開発計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合との間の書簡の交換に関する件（外務一三四）
○ダバオ市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備計画のための贈与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一三五）
○マラウィ市及び周辺地域における復旧・復興支援計画のための贈与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一三六）
○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認の件（厚生労働・環境一）
○保安林の指定をする件（農林水産七九四～八〇一）
○保安林の指定を解除する件（同八〇二～八一三）
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく型式指定をした件（国土交通五九二）
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件（同五九三）
○成田国際空港の施設変更許可申請があった件（同五九四）
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（近畿地方整備局八九）
○都市計画に関する件（中国地方整備局四八）

〔国会事項〕

厚生労働省

〔人事異動〕

厚生労働省

〔叙位・叙勲〕

〔褒賞〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

船舶局無線従事者証明の申請者に対する訓練の実施（総務省）
国家試験
公認心理師試験の施行の変更（文部科学省・厚生労働省）

公聴会
成田国際空港について指定した空港の範囲の変更に関する公聴会（国土交通省）
国土調査の実施に関する公示（国土交通省）

〔公告〕

諸事項

官庁
財団、司法書士懲戒処分、土地家屋調査士懲戒処分、建設業の許可の取消処分関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
会社その他

告示

○内閣府告示第六十二号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定及び同法附則第三条の規定に基づき、平成三十年内閣府告示第一号をもって公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を平成三十年三月九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年四月九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　区域計画の作成主体　東京圏国家戦略特別区域会議
二　国家戦略特別区域の名称　東京圏　国家戦略特別区域
三　当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業並びに国家戦略特別区域法第十条第一項第一号の特定事業
国家戦略民間都市再生事業、国家戦略都市計画建築物等整備事業、国家戦略道路占用事業、保険外併用療養に関する特例関連事業、国家戦略特別区域高度医療提供事業、二国間協定に基づく外国医師の業務解禁関連事業、公証人役場外定款認証事業、国家戦略特別区域限定保育士事業、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業、都市公園占用保育所等施設設置事業、医師の養成に係る大学設置事業、国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業、特定非営利活動法人設立促進事業、国家戦略特別区域汚染土壌搬出時認定調査事業、地域農畜産物利用促進事業、国家戦略住宅整備事業、国家戦略特区支援利子補給金の支給事業、臨床試験専用病床整備事業、特定実験試験局制度に関する特例事業、国家戦略特別区域診療用粒子線照射装置海外輸出促進事業及び課税の特例措置活用事業